



経営発展支援事業補助金に係る確定申告について

経営発展支援事業補助金（以下「本件補助金」といいます。）の交付を受け農業用の固定資産を取得した場合、税制の特例を受けることができます。特に、経営開始資金も受給される個人の方は、本件補助金の額によっては、翌年度に所得要件（世帯所得600万円以下）を満たすことができない可能性もありますので、必ず以下を確認してください。確定申告に関する詳細等は最寄りの税務署に個別にお問い合わせいただきますようよろしくお願いします。

1. 国庫補助金等の総収入金額不算入・固定資産の圧縮額の損金算入の特例

- 個人又は法人が、各年又は各事業年度において農業用の固定資産の取得等に充てるため本件補助金の交付を受けた場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、
（個人の場合）その年12月31日までにその交付の目的に適合した農業用の固定資産の取得等をしたときは、その交付を受けた本件補助金の額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされています。
（法人の場合）その事業年度終了の時までに取得等をしたその交付の目的に適合した農業用の固定資産につき、その事業年度においてその交付を受けた本件補助金の額に相当する金額の範囲内でその農業用の固定資産の帳簿価額を損金経理により減額等（圧縮記帳）したときは、その減額等した金額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

2. 個人(所得税)の場合

- 事業実施年において確定通知を受けている場合において、総収入金額不算入の適用を受けた農業用の固定資産の減価償却費の計算等を行うときには、その農業用の固定資産の取得価額は、実際にその農業用の固定資産の取得等のために要した金額から本件補助金の額に相当する金額を控除した金額となります。
- 確定通知を受けた年以後の減価償却費の計算については、上記の取得価額を基礎として行うこととなります。

【例】 固定資産の取得のために要した金額 500万円

↑ 充当	
国庫補助金等（国費＋県費） 375万円	
収入に計上しない （総収入金額不算入）	固定資産の取得価額 125万円

この場合、固定資産の取得価額は125万円となり、この125万円から通常の減価償却を行うことになります。

※ 確定申告の際に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の添付が必要です。

3. 法人(法人税)の場合

- 事業を実施する事業年度に確定通知を受けている場合において、圧縮記帳の適用を受けた農業用の固定資産の減価償却費の計算等を行うときには、その農業用の固定資産の取得価額は、実際に購入したその農業用の固定資産の購入の代価やその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額等の合計額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額を控除した金額となります。

【例】（資産を取得したとき）

（補助金を受けたとき）

（圧縮記帳したとき）

固定資産 500万円	現金 500万円	現金 375万円	国庫補助金等 （国＋県） 375万円	益金	損金	固定資産 圧縮損 375万円	固定資産 375万円
---------------	-------------	-------------	--------------------------	----	----	----------------------	---------------

※ この特例の適用を受けるためには、損金経理等を行うとともに、確定申告の際に「国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書」（別表十三（一））の添付が必要です。

この場合、固定資産の取得価額は125万円となり、この125万円から通常の減価償却を行うことになります。